

令和7年3月6日  
九州総合通信局

## ト ラ ッ ク に 開 設 し た 不 法 無 線 局 を 摘 発

九州総合通信局は、令和7年3月5日、薩摩川内市において、鹿児島県薩摩川内警察署と共同でト ラ ッ ク に 開 設 し た 不 法 無 線 局 の 取 締 り を 行 い 、 1 名 を 電 波 法 違 反 容 疑 で 摘 発 し ま し た。

当 局 で は 電 波 利 用 秩 序 の 維 持 を 図 る た め 、 今 後 と も 不 法 無 線 局 の 開 設 者 に 対 し て 捜 査 機 関 の 協 力 を 得 な が ら 厳 格 に 対 処 し て ま い り ます。

## 【容疑の概要】

免許を受けずに不法市民ラジオの無線機を設置し、不法無線局を開設した容疑

- ・開設していた無線局の種類、局数：不法市民ラジオ（CB）、1局
- ・被疑者：阿久根市在住（職業：運転手）の男性（55歳）

## 【設置されていた無線機等】

別紙のとおり

## 【参考】

## (1) 適用条文（抜粋）

## ○電波法第4条（無線局の開設）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならぬ。（一部略）

## ○電波法第110条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設したとき。

（一部略）

（第2号以下略）

## (2) 不法無線局による障害・混信事例

## ○不法市民ラジオ（CB）：パソコンや家電製品の誤動作、テレビ・ラジオの受信障害

## ○不法パーソナル無線：携帯電話への混信

## ○不法アマチュア無線：消防用、防災用無線局への混信（アマチュア無線用以外の周波数を発射している場合）

【別紙】

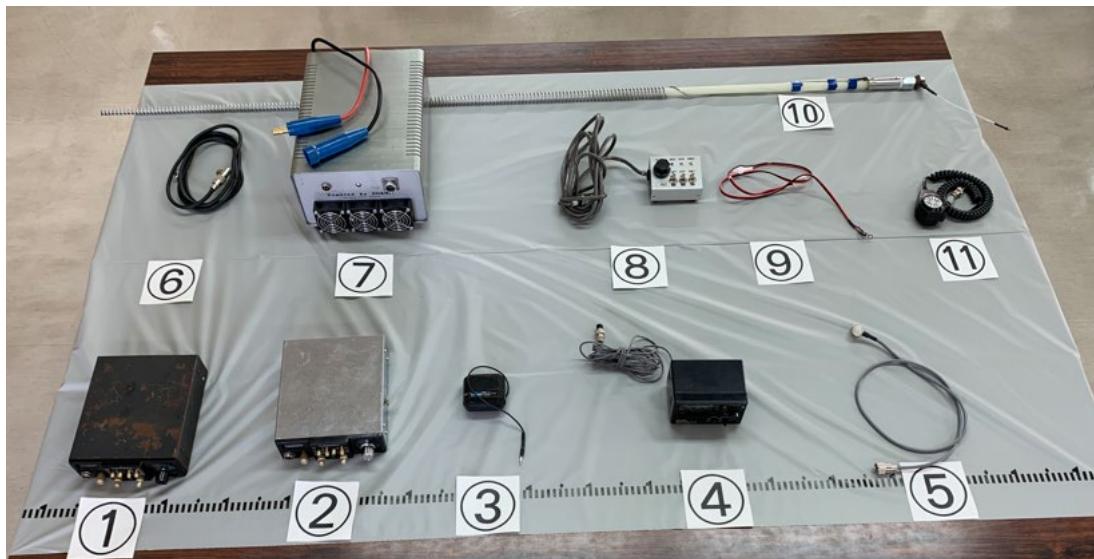
令和7年3月5日  
薩摩川内市での共同取締りの状況

< トラックに設置されていた不法CB無線 >

【設置状況】



【不法CB無線機器】



- ① ②無線機 ③外部スピーカー ④SWR計 ⑤ ⑥給電線 ⑦電力増幅器  
⑧電力増幅器コントローラー ⑨電源線 ⑩アンテナ ⑪マイク

注) SWR計 :

給電線の定在波比を測定する機器（無線機から送信された電波が、アンテナから効率よく放射されているかを測定する機器）